

我が国においてドローン用に使用可能な周波数等

分類	無線局免許	周波数帯	送信出力	利用形態	備考	無線従事者資格
免許及び登録を要しない無線局	不要	73MHz帯等	※1	操縦用	ラジコン用 微弱無線局	不要
	不要※2	920MHz帯	20mW	操縦用	920MHz帯 テレメーター用、テレコントロール 用特定小電力無線局	
		2.4GHz帯	10mW/MHz	操縦用 画像伝送用 データ伝送用	2.4GHz帯 小電力データ通信システム	
携帯局	要	1.2GHz帯	最大1W	画像伝送用	アナログ方式限定※4	第三級陸上特殊無線技士以上の資格
携帯局 陸上移動局	要※3	169MHz帯	10mW	操縦用 画像伝送用 データ伝送用	無人移動体画像伝送システム (平成28年8月に制度整備)	
		2.4GHz帯	最大1W	操縦用 画像伝送用 データ伝送用		
		5.7GHz帯	最大1W	操縦用 画像伝送用 データ伝送用		

※1： 500mの距離において、電界強度が200 μ V/m以下のもの。

※2： 技術基準適合証明等(技術基準適合証明及び工事設計認証)を受けた適合表示無線設備であることが必要。

※3： 運用に際しては、運用調整を行うこと。

※4： 2.4GHz帯及び5.7GHz帯に無人移動体画像伝送システムが制度化されたことに伴い、1.2GHz帯からこれらの周波数帯への移行を推奨しています。